平成２３年（フ）第１１０４号
兵庫県尼崎市神崎町36番22号　真茅方
債務者　兼備こと　佐々木章禎
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３５号
兵庫県西宮市鳴尾町２丁目19番12号
債務者　川上奈津見（旧姓下井）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４号
兵庫県西宮市中殿町１番５―305号
債務者　中村　禮子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目３番１―304号
債務者　加治屋隆彦
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５８号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目27番７―207号
債務者　山田　尚彦
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１号
和歌山県岩出市山崎270番地の35
債務者　岡﨑　正一
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１８０号
山口県下松市旗岡３丁目５番２―401号
債務者　松尾　英彰
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１８１号
山口県下松市旗岡３丁目５番２―401号
債務者　松尾美智子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第３号
山口県周南市大字栗屋144番地の２
債務者　田口　博司
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第３１１３号
愛知県北名古屋市鹿田丸𣘺32番地　タウニーサカエ102号
債務者　夢空間こと　林　　義紀
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１２９号
名古屋市緑区滝ノ水３丁目514番地の４
債務者　水野キヨ子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１７０号
名古屋市名東区つつじが丘301番地　市営猪子石荘31棟502号
債務者　山徳交通こと　山越　洋一
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１８６号
名古屋市名東区猪子石原１丁目1803番地
債務者　相川恵美子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４号
愛知県春日井市南下原町252番地２　コーポ松原203号
債務者　伊藤由紀子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３４６号
神戸市須磨区菅の台４丁目１番地　市営菅の台住宅５―402号
債務者　得田　忠雄
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８１号
神戸市北区泉台３丁目14番地の１ハイム北鈴蘭706号
債務者　有田　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８２号
神戸市長田区東尻池町３丁目６番14号
債務者　矢引　公和
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５号
神戸市北区筑紫が丘７丁目５番地の10
債務者　前川　博司
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部